

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項について

一般病棟（急性期病院一般入院基本料 B）

1 日に入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

※ 病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。

実際の看護配置につきましては、病棟に詳細を掲示しております。

DPC 対象病院に関する事項について

当院は、厚生労働省が推進している「D P C：急性期入院期間別包括評価」の対象病院として指定されております。

入院費の計算については、一般病院での出来高による積み上げ方式の計算とは異なりますのでご了承ください。

※ 医療機関別係数 1.5322

(基礎係数 1.0283 + 機能評価係数 I 0.3522 + 機能評価係数 II 0.1132 + 救急補正係数 0.0159 + 激変緩和係数 0.0226)

中四国厚生局長への届出事項に関する事項について

1 入院時食事療養/生活療養

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時

（朝食：午前 7 時 30 分以降、昼食：午後 0 時以降、夕食：午後 6 時以降）、適温で提供しています。

【入院時食事療養費の標準負担額】

		1 食当たり
一般	一般	550 円
	指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330 円
低所得者 II（※ 1）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円
低所得者 I（※ 2）	70 歳以上の高齢者	130 円

※ 1 低所得者 II：世帯全員が住民税非課税であって「低所得者 I」以外の者

※ 2 低所得者 I：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者又は老齢福祉年金受給権者

明細書の発行状況について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

電子的診療情報連携体制整備加算 1 の施設基準について

- 1 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- 2 マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 3 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。
- 4 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるHMネットワークに参加しています。
なお、実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関は下記施設です。

広島赤十字病院
JA 広島総合病院
セントラルクリニック
あわや内科クリニック

医療安全対策加算 1 の施設基準について

- 1 当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、医療安全対策加算 1 の届出を行っている保険医療機関です。
当院では、医療安全対策に係る適切な研修を修了した医療安全管理者を配置するとともに、医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施しています。
また、患者さん・ご家族からの医療安全に関するご相談やご意見等について、医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。
医療を受ける中で、安全面についてご不安なこと、ご心配なこと、確認したいこと等がございましたら、下記窓口までお気軽にご相談ください。

【医療安全に関する相談窓口】

相談窓口： 地域連携室・医療相談室
担当： 医療安全管理者／串上 奈美子
場所： 新館 1 階
受付時間： 8:30～17:30
電話番号： 082-924-2343

ご相談いただいた内容は、プライバシーに配慮して取り扱い、必要に応じて関係部署と連携して対応いたします。
当院は、患者さん・ご家族からのご相談やご意見を医療安全対策の改善につなげ、安心・安全な医療の提供に努めます。

感染対策向上加算 2 の施設基準について

- 1 感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が構成員となる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行っています。
- 2 1 のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布しています。
- 3 1 のチームにより、職員を対象として、年 2 回、定期的に院内感染対策に関する研修を行っています。
- 4 1 のチームは、年 4 回程度、感染対策向上加算 1 に係る届出を行った JA 広島総合病院が定期的に主催する院内感染対策に関するカファレンスに参加しています。また、感染対策向上加算 1 に係る届出を行った JA 広島総合病院が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練については、年 1 回以上参加しています。
- 5 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有しており、特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとっています。
- 6 1 のチームにより、1 週間に 1 回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行なっています。

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 の施設基準について

- 1 厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。なお、後発医薬品の使用に当たっては、品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬剤審議会で承認された後発医薬品（ジェネリック医薬品）を採用しています。
- 2 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。
- 3 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。なお、変更する場合には、十分に説明をさせていただきます。

協力対象施設入所者入院加算の施設基準について

- 1 下記の介護保険施設等の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応します。

広島グリーンヒル病院 介護医療院
介護老人福祉施設 陽光の家
松田病院 介護医療院
介護老人保健施設 五日市幸楽苑
特別養護老人ホーム 五日市あかり園
介護老人保健施設 花の丘
介護医療院 ひいろ
介護老人保健施設 まいえ
介護老人保健施設 湯来まつむら

二次性骨折予防継続管理料 1 の施設基準について

- 1 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。

二次性骨折予防継続管理料 2 の施設基準について

- 1 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。

二次性骨折予防継続管理料 3 の施設基準について

- 1 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準について

- 1 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 2 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保しています。
- 3 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年 1 回開催しています

特定疾患療養管理料の注 1 の施設基準について

- 1 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。

生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 1 の施設基準について

- 1 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。

一般名処方加算に関する施設基準について

- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等について

当院では、特別有料個室を下記のとおり用意しておりますので、ご利用を希望される方は、それぞれの病棟スタッフにご相談ください。
なお、料金は1泊あたりではなく、1日あたりです。

料金 (税込)	本館			新館		主な設備
	3階病棟	4階病棟	5階病棟	2階病棟	4階病棟	
1日 8,800円				1		シャワー・トイレ・テラス・テレビ・冷蔵庫
1日 7,700円					1	シャワー・トイレ・テレビ・冷蔵庫
1日 6,600円	1	1				浴室・トイレ・テレビ・冷蔵庫
1日 5,500円				7	4	トイレ・テレビ・冷蔵庫
1日 4,400円	5	5	4			トイレ・テレビ・冷蔵庫

病棟	病室番号	料金	病棟	病室番号	料金
本館 3階病棟	301	4,400円	新館 2階病棟	250	5,500円
	302	4,400円		251	5,500円
	303	4,400円		252	5,500円
	305	4,400円		253	5,500円
	306	4,400円		255	5,500円
	311	6,600円		256	5,500円
本館 4階病棟	401	4,400円	新館 4階病棟	257	5,500円
	402	4,400円		258	8,800円
	403	4,400円		453	5,500円
	405	4,400円		455	5,500円
	406	4,400円		456	5,500円
	411	6,600円		457	5,500円
本館 5階病棟	502	4,400円		458	7,700円
	503	4,400円			
	505	4,400円			
	506	4,400円			

2 基本診療料の施設基準等に係る届出

情報通信機器を用いた診療に係る基準	無菌治療室管理加算 2
電子的診療情報連携体制整備加算 1	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	栄養サポートチーム加算
一般病棟入院基本料（急性期病院 B 一般入院料）	医療安全対策加算 1
救急医療管理加算	感染対策向上加算 2
超急性期脳卒中加算	地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
診療録管理体制加算 1	病棟薬剤業務実施加算 1
医師事務作業補助体制加算 1	データ提出加算
急性期看護補助体制加算	入退院支援加算
看護職員夜間配置加算	認知症ケア加算
電子的診療情報連携体制整備加算 1	せん妄ハイリスク患者ケア加算
看護・多職種協働加算	協力対象施設入所者入院加算
療養環境加算	回復期リハビリテーション病棟入院料 1
無菌治療室管理加算 1	地域包括ケア病棟入院料 1

3 特掲診療料の施設基準等に係る届出

遠隔電子処方箋活用加算	検体検査管理加算（Ⅱ）
外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準	遠隔脳波診断
がん性疼痛緩和指導管理料	神経学的検査
がん患者指導管理料イ	C T 撮影及びM R I 撮影
がん患者指導管理料ロ	外来化学療法加算 1
二次性骨折予防継続管理料 1	無菌製剤処理料
二次性骨折予防継続管理料 2	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
二次性骨折予防継続管理料 3	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
救急外来医学管理料 2 及び同注 3 に規定する 救急外来緊急検査対応加算 2	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
救急外来医学管理料の注 5 に規定する救急時医療情報取得加算	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
外来腫瘍化学療法診療料 1	がん患者リハビリテーション料
連携充実加算	集団コミュニケーション療法料
心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
がん治療連携指導料	医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に 掲げる手術
肝炎インターフェロン治療計画料	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
薬剤管理指導料	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静 (声門上器具又は気管挿管による気道確保を 伴わないもの) 1
医療機器安全管理料 1	麻酔管理料（Ⅰ）
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	周術期薬剤管理加算
在宅患者訪問看護・指導料の注 16（同一建物居住者訪問看護・ 指導料の注 8 の規定により準用する場合を含む。）に規定する 専門管理加算	看護職員処遇改善評価料（3 6）
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
検体検査管理加算（Ⅰ）	入院ベースアップ評価料（1 1 5）

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術について

手術件数 (令和7年1月～12月)			
手術の区分			件数
区分1に分類される手術	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等 (1+2)	31 件
		1) 頭蓋内腫瘍摘出術	4 件
		2) 脳動脈瘤頸部クリッピング	27 件
	イ	黄斑下手術等	0 件
	ウ	鼓室形成手術等	0 件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件
区分2に分類される手術	ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
	イ	水頭症手術等 (1+2+3)	27 件
		1) 水頭症手術	2 件
		2) 脳血管内手術	7 件
		3) 経皮的脳血管形成術	18 件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
	エ	尿道形成手術	0 件
	オ	角膜移植術	0 件
	カ	肝切除術等	0 件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分3に分類される手術	ア	上顎骨形成術等	0 件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
	エ	母指化手術等	0 件
	オ	内反足手術等	0 件
	カ	食道切除再建術等	0 件
	キ	同種死体腎移植術等	0 件
区分4に分類される手術			0 件
その他の区分			0 件